

佐世保工業高等専門学校派遣留学生取扱要項

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1 この要項は、佐世保工業高等専門学校派遣留学生規則（平成16年4月1日制定、以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、外国の高等学校又は大学（以下「外国の高等学校等」という。）に留学及び外国の高等学校等で履修した単位の認定について必要な事項を定める。

(留学申請手続き)

第2 留学を志願する学生は、留学を希望する時期の3ヶ月前までに、別記様式第1号により許可を申請するものとする。

2 前項による留学申請書には、次の各号に掲げる書類を添付し、学級担任を経由して学科長に提出するものとする。

- 一 留学を希望する外国の高等学校等の概要等（パンフレットを含む。）
- 二 留学を希望する外国の高等学校等で開設している授業科目等
- 三 滞在中における身元保証人等
- 四 受け入れ通知書等
- 五 その他参考となる資料

(留学許可)

第3 校長は、規則第5条に基づく留学許可を行う場合は、別記様式第2号を交付して許可するものとする。

(留学報告書)

第4 派遣留学生（以下「留学生」という。）は、留学期間が満了したときは、規則第8条に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付し、別記様式第3号により報告するものとする。

- 一 留学中における課程修了の認定に関する証明書
- 二 履修及び修得した授業科目等の証明書
- 三 授業の出欠に関する証明書等
- 四 その他単位の認定に参考となる資料

(単位の認定及び課程修了の認定)

第5 留学中における課程修了の認定に当たっては、次の要件を満たしていなければならない。

- 一 規則第3条第1項及び第4条に規定する要件を満たし、かつ校長が留学を許可したものであること。
- 二 留学生が、課程修了を希望していること。
- 三 留学した外国の高等学校等の当該学年における課程を修了していること。
- 四 本校における当該学年の修得すべき単位数と、留学した外国の高等学校で修得

し、本校において修得したものと認定された単位数（60単位以内）との差が、7単位以下であること。

2 外国の高等学校等における修得単位を、本校における科目の修得とみなし、課程修了を認定する学年は、次のとおりとする。この場合、外国の高等学校等における履修及び評価の形態が本校の形態と異なる場合は、その実態に応じて適切な方法により換算し、本校の単位として認定する。

一 留学期間が、4月から翌年3月までの場合はその年度

二 留学期間が、9月から翌年8月までの場合は、留学した最初の年度とし、その課程修了が認められた場合の次年度の取り扱いは、第1学期中間試験成績を見込評価として認定し、帰国以後は復帰した学年の在學生と同一に取り扱う。

この場合の出席すべき日時数の取り扱いは、9月以後から算定した日数とする。

三 留学期間が、2月から翌年1月までの場合は、出発した年度の次年度とする。出発した年度は、第2学期定期試験成績は見込点数によって学年成績を評価し、在學生と同一に取り扱う。

この場合の出席すべき日時数の取り扱いは、留学した当初の2月及び3月を除いて算定した日数とする。帰国後の2月及び3月の出席すべき日時数は、在學生と同一に扱い、第2学期定期試験の点数は、単位認定の参考とする。

四 前項に定めるもののほか単位の認定及び課程修了の認定は、教務委員会において審議する。

（留学許可の取り消し）

第6 留學生が、自己の都合により出発する以前に留学の取り消しを願い出る場合は別記様式第4号により事前に願い出て、その許可を得るものとする。

2 留學生が、留学中にやむを得ない事由により留学の取り消しを願い出る場合は、別記様式第4号により事前に願い出て、その許可を得るものとする。この場合の取り扱いについては、学則第29条の規定を準用する。

3 校長は、規則第11条に規定する留学の取り消しを行う場合は、別記様式第5号を交付して行うものとする。この場合の取り扱いについては、学則第29条の規定を準用する。

第7 この要項によりがたい事由が生じた場合は、教務委員会の議を経て校長が決定する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。